

監事監査報告書

平成28年5月20日

社会福祉法人こもはら福祉会

理事長 福本 房生 殿
三重県知事 鈴木 英敬 殿
名張市長 亀井 利克 殿

監事 野 邦彦 殿
監事 橋本 康郎 殿

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人こもはら福祉会定款第23条第1項の規程に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人こもはら福祉会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

1. 監査日時、場所

平成28年5月20日 午前10時～午後5時
社会福祉法人こもはら福祉会はなの里 1階 第2相談室

2. 立会者

理事長 福本 房生
施設長 家里 英夫
統括会計責任者 家里 和子
会計責任者 杉本 のり子

3. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、社会福祉法人こもはら福祉会各事業所の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

4. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書に金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。